



栃木県公報

令和2(2020)年
6月30日(火)
号 外
第45号

目 次

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1
○栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正..... 2

規 則

栃木県規則第四十九号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 保健福祉部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進課</td> <td>がん・生活習慣病担当、 難病対策担当、健康長寿推進班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>六 八 略</p> <p>2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		健康増進課	がん・生活習慣病担当、 難病対策担当、健康長寿推進班	略		課名	室名	略		<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 保健福祉部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進課</td> <td>がん・生活習慣病担当、 <u>感染症・新型コロナウイルスエ</u> <u>ンザ対策担当</u>、難病対策 担当、健康長寿推進班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>六 八 略</p> <p>2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		健康増進課	がん・生活習慣病担当、 <u>感染症・新型コロナウイルスエ</u> <u>ンザ対策担当</u> 、難病対策 担当、健康長寿推進班	略		課名	室名	略	
課・室名	班・担当名																								
略																									
健康増進課	がん・生活習慣病担当、 難病対策担当、健康長寿推進班																								
略																									
課名	室名																								
略																									
課・室名	班・担当名																								
略																									
健康増進課	がん・生活習慣病担当、 <u>感染症・新型コロナウイルスエ</u> <u>ンザ対策担当</u> 、難病対策 担当、健康長寿推進班																								
略																									
課名	室名																								
略																									

廃棄物対策課	略
健康増進課	感染症対策室
略	

廃棄物対策課	略
略	

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第五十号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和二十四年栃木県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別記(第一条関係) 細目表				別記(第一条関係) 細目表			
番号	種別	金額	備考	番号	種別	金額	備考
略				略			
8	血清学的検査	略	抗体検査(エライザ法による場合に限る。)、牛のブルセラ症検査、牛のヨーネ病検査、豚のオーエスキー病検査(ラテックス凝集反応法による場合に限る。) <u>又は馬の伝染性貧血検査として行うものを除く。</u>	8	血清学的検査	略	抗体検査(エライザ法による場合に限る。)、牛のブルセラ病検査、牛のヨーネ病検査、豚のオーエスキー病検査(ラテックス凝集反応法による場合に限る。) <u>又は馬の伝染性貧血検査として行うものを除く。</u>
略				略			
13の3	抗体検査	略	エライザ法による場合 <u>に限り、</u> 牛のブルセラ症検査、牛のヨーネ病検査又は馬の伝染性貧血検査として行うもの	13の3	抗体検査	略	エライザ法による場合 <u>に限り、</u> 牛のブルセラ病検査、牛のヨーネ病検査又は馬の伝染性貧血検査として行うもの

14	牛のブ ルセラ 症検査	略	のを除く。
15	牛の結 核検査	略	略
略			

14	牛のブ ルセラ 病検査	略	のを除く。
15	牛の結 核病 検査	略	略
略			

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

（畜産振興課）